

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	イー・キャッシュ株式会社
【英訳名】	ecash corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 小山 静雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町17番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役小山静雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

なお、当事業年度中に株式売却により連結の範囲から除外した連結子会社については、当事業年度の末日における内部統制の評価範囲から除外しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象としております。

しかしながら、「3 評価結果に関する事項」に記載しているとおり、当社は当事業年度中に取得した子会社1社につき、取得日から事業年度末日までの期間が短く、経理及び財務の知識・経験を有した者を当該子会社に係る内部統制の評価手続に従事させることが困難であったことから、上記の方針に基づいて必要と認められた評価対象範囲について、当社のすべての評価手続を実施することができず、評価を完了することができませんでした。

## 3【評価結果に関する事項】

当社は、財務報告に係る内部統制の評価において、一部の子会社の重要な評価手続が実施できませんでした。従いまして、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

一部の子会社において実施できなかった重要な評価手続は以下のとおりであります。

1. 全社的な内部統制の評価手続
2. 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の評価手続
3. 業務プロセスに係る内部統制の評価手続

重要な評価手続が実施できなかった理由は、当該子会社を当事業年度2月に取得しており、取得日から事業年度末日までの期間が短く、経理及び財務の知識・経験を有した者を当該子会社に係る内部統制の評価手続に従事させることが困難であったことによるものであります。

なお、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、人員の制約等はあるものの、環境を整備し、外部専門家等の活用も含め、翌事業年度においては、早期に内部統制の評価を完了させる方針であります。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。